

に引き下げられたことにより、エネルギー効率に優れた建物の建築が進むこと、戸建て住宅等に係る省エネ性能に関する設計者から建築主への説明が義務化されたことで、建築主の省エネ性能に対する理解が進むなどのメリットが挙げられます。

審査結果 原案可決

■太田市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

説明 道路構造令の一部改正により、「道路を新設又は改築する際の構造の一般的技術基準」に自転車通行帯の規定が新設されたことに伴い、所要の改正を行います。

問 既に市内の道路に整備されている自転車の通行すべき部分と方向を示す矢羽根型路面標示との違いおよび自転車通行帯の今後の整備予定を伺います。

答 矢羽根型路面標示は、自転車道の設置が難しい道路について、自転車の安全な通行を促すために表示しているものです。道路構造令における既存の自転車道の規定は、縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分で、必要な幅員は原則1.5m以上とされ、新設道路への設置の推進が図られています。また、今後の本市

における自転車通行帯の整備予定については、既存の市道の幅員を勘案すると、その設置は難しく、道路を新設する際に検討していきたいと考えます。

審査結果 原案可決

■太田市営住宅条例及び太田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

説明 さらなる居住の安定を図るため、市内在住または在勤の要件や連帯保証人の要件等を廃止し、公営住宅の入居資格要件を緩和する等、所要の改正を行います。

問 市営住宅の入居率および家賃の滞納額の状況を伺います。

答 入居率は70%台前半であり、滞納額は、本年1月末日時点で約1億9千万円です。

問 連帯保証人を不要とする理由および家賃滞納の抑止を図る取り組みについて伺います。

答 本年4月1日に民法の一部を改正する法律が施行され、極度額の定めのない個人の根保証契約は無効とする等の連帯保証人制度が改正されることから、具体的な保証金額が示されることで、引き受けることをちゅうちょするなど、連帯保証人の設定が、一層困難となる事例が想定されます。さらに、近年の高齢化の進展に

伴う身寄りのない高齢者の増加、社会情勢の変化による低所得者の増加などを背景に、住宅困窮者の市営住宅への入居の機会を確保し、公営住宅が持つセーフティネットの役割を十分に機能させることを重要視し、連帯保証人を入居資格要件から廃止したいと考えます。また、家賃滞納の抑止を図る取り組みとして、滞納の初期段階で訪問相談や臨戸徴収を行うとともに、支払いの困難なケースには、早い段階で福祉部門との連携をするなど、丁寧な相談をしながら対応していきたいと考えます。なお、誠意が見られない場合には、法的措置などを講じ、毅然とした対応を取っていきたいと考えます。

問 今回の連帯保証人制度の改正は、連帯保証人の責任の範囲が明示され、際限のない保証を求められることがなくなり、連帯保証人の負担が軽減される制度と考えられます。このことから、家賃の数カ月分等の少額の極度額を設定するなど、滞納抑止のために連帯保証人制度を残し、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者について、免除規定を設けるなどの対応をしている自治体もありますが、同様の手法等の検討を実施したか否かを伺います。

答 連帯保証人の一部免除や民間の家賃保証会社の活用などの検討を行いまし

た。導入に至らなかった理由としては、連帯保証人の一部免除については、免除の対象外と想定される世帯の割合のほうが、25%程度と少なくなってしまうこと、原則として連帯保証人を必要とすることで、免除の対象となる世帯であっても、申し込み前の段階で入居を断念してしまう可能性があることなどのデメリットが挙げられます。また家賃保証会社の活用については、低所得者等の住宅困窮者のために低廉な家賃で提供する市営住宅であるのに、さらに保証料の負担を課すことについては、矛盾を払拭できません。

審査結果 原案可決



■市道路線の廃止及び認定について

説明 公共事業および民間開発に伴う路線の廃止や新設道路の認定を行うもので、38路線1万1,702mを廃止し、49路線7,411mを認定しようとするものです。

審査結果 原案可決



◎斎藤 光男	今井 俊哉
○八長 孝之	木村 浩明
前田 純也	中村 和正
長 ただすけ	渡辺 謙一郎
松浦 武志	大川 陽一
水野 正己	
高木 きよし	◎委員長 ○副委員長

2月27日の本会議で設置された予算特別委員会に「令和2年度太田市一般会計予算について」など8議案が付託されました。当初は3月10日から12日までの3日間にわたり予算特別委員会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月12日、13日の2日間の開催とし、集中して審査を行いました。

各委員の審査後、総括質疑と討論が行われ、採決の結果、全て可決すべきものと決定しました。

委員会審査での主な質疑、要望など

を委員長報告から抜粋してお知らせします。

一般会計

歳入

問 地方たばこ税収入の安定的な確保のための取り組みについて伺います。

答 本市において、たばこ税収入は重要な財源ですので、税収の維持を図らなければなりません。一方で行政として市民等の健康増進を推進すべき立場にあることも考慮しなければならないため、今後は国等の動向を注視しつつ、税収の安定的な確保と健康増進の観点から総合的に検討する必要があります。

問 マイナンバーカード普及への取り組みについて伺います。

答 本市におけるマイナンバーカードの普及率は9.7%であり、伸び悩みが続い

ています。今年の9月よりマイナポイント事業が実施される予定であり、国の取り組み強化も予想されるため、マイナポイントのプレミアム特典と併せて、カードの申請方法について、改めて市民に周知することで、カードの普及促進につなげたいと考えます。

■その他主な質疑、要望等

- ・本市の公共施設に係るネーミングライツ導入による新たな歳入確保について
- ・市民税の申告期限延長による影響について
- ・地方創生推進交付金の活用について
- ・ふるさと応援寄附金の具体的な使途について

教育費に係る歳入

問 ふるさと応援寄附金における、にいたやま教育応援分の寄附者の意向と配当

について伺います。

答 応援希望先の各学校への寄附金額が確定した後、所管部局において、活用方法等の協議を行い、該当となる予算に計上します。

歳出

●総務費

問 来年度からの、青色回転灯装備車による防犯パトロール活用終了の理由を伺います。

答 いわゆる青パトによる活動の効果や実績は大きいと認識していますが、防犯委員の多くが高齢であること等から、交通事故等への配慮が必要な状況にあり、委員の安全を第一に考え、活動終了の決定に至りました。4月以降は、子どもの見守りや防犯パトロール、高齢者向けの防犯啓発活動を柱とした防犯活動を展開しますが、市としても防犯協会の新たな活動をサポートし、活動の後退とならないようにしたいと考えます。

問 RPA(※1)の有用性と今後の運用拡大への取り組みについて伺います。

答 NTT東日本と連携した実証実験では、人事課および市民税課の2つの事務において、それぞれ大幅な作業時間削減がされるなど、高い効果が得られました。今後、各所属での調査に基づき、業務の選定を行い、来年度は、優勝の実証実験と位置付け、RPAの継続的運用の仕組みづくりを行います。

※1 RPA(Robotic Process Automation):これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む